

児童福祉施設等の災害復旧（施設整備）

1. 概要

豪雨、地震その他自然災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・母子生活支援施設 ・乳児院
- ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・婦人保護施設 ・助産施設 ・児童家庭支援センター
- ・児童厚生施設 ・児童自立生活援助事業所 ・子育て支援のための拠点施設 等

※ 災害復旧の所要額が1施設につき80万円以上（ただし、保育所及び認定こども園の保育所部分については、40万円以上）であること

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率

- | | | | |
|-----------|-------|----------|---------|
| ① 直接補助の場合 | 国 1/2 | 都道府県 1/2 | |
| ② 間接補助の場合 | 国 1/2 | 都道府県 1/4 | 設置者 1/4 |

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ

